

令和2年6月3日
旭東電気株式会社
代表取締役 澤田 康博

加賀電子株式会社との基本合意書の締結について

当社は、令和2年6月3日付で、加賀電子株式会社（以下「加賀電子」といいます。）との間で、加賀電子が当社の民事再生手続におけるスポンサーに就任することに関する基本合意書（以下「本合意書」という。）を締結しました。その概要は以下のとおりですので、お知らせいたします。

1 本合意書締結の目的

当社は、本年4月28日付で大阪地方裁判所に再生手続開始の申立てを行い（大阪地方裁判所令和2年（再）第6号）、同5月12日付で再生手続開始の決定を受けて、現在、再生裁判所及び同裁判所から選任された監督委員による監督の下、再生手続を履践し、事業の再建を図っております。

再生手続開始の申立て後、今日まで、関係各位の多大なるご協力の下事業を継続することができておりますが、やはり、再生手続開始の申立てによる信用収縮により、開閉機器・電子機器製造に供する資材調達のための資金繰りに困難が生じ、当社独自の与信力では、経営を維持することに一定の不安要素もあるのが現実です。

そこで当社は、再生手続開始の申立て当初より、スポンサーによる支援を受けつつ事業再建することを志向し、特設ホームページに掲載するなどしてスポンサー候補者からの支援を求めて参りました。その結果、再生手続開始の申立てから約1か月経過した令和2年5月末日までに具体的な意向表明を行ってくださったのは、再生手続開始の申立て当初より支援の可能性を検討し、表明くださっていた加賀電子のみでございました。

既にご案内のとおり、当社としても、加賀電子の持つ企画力・営業力と、当社の持つ製造能力・技術力をかけ合わせれば、市場のニーズに応じたよりよいものづくりを行えると考えており、また、電子部品業界の大手企業である加賀電子より信用補完をいただければ、必ずや当社の営む事業の再建を果たし、メーカーとしての供給責任を全うすることができるかと確信したことから、今般、加賀電子とのスポンサー交渉を本格化させるべく、加賀電子が当社のスポンサーに就任することに関する最終合意（以下「本最終合意」といいます。）に向けた交渉事項等を規定することを目的として、本合意書を締結するに至りました。

なお、本合意書締結に関しては、監督委員の同意を得ておりますことを申し添えます。

2 本合意書で予定する本最終合意の概要¹

(1) スポンサー支援の方法

当社は、その営む下記(2)記載の事業(以下「本事業」といいます。)を、加賀電子又はその指定する者(以下「譲受会社」といいます。)に承継する(以下「本事業承継」といいます。)方法により、加賀電子の支援を受ける予定です。

(2) 支援の対象となる事業(本事業)

本事業承継の対象となる本事業は、以下のものを予定しております。

1. プリント基板実装事業
2. 電子機器の受託製造事業(いわゆる EMS 事業)
3. 車載関連商品組立事業
4. 生産用設備、治工具製作事業
5. 安全ブレーカー、漏電遮断器、直流開閉器製造事業
6. 開閉機器の特性検査及び組立生産事業
7. プラスチック成型加工事業
8. その他、旭東電気鳥取事業所浦安工場、同八橋工場、同中山工場にて本合意書締結日現在実施されている事業
9. 旭東ベトナム有限会社の出資持分保有事業

(3) 本事業承継の対象となる資産等

本事業承継に伴い、譲受会社には、本事業承継に必要な資産等を承継する予定です。本事業承継の内容、負債処理問題、承継対価の額、決済方法等については現在精査・協議中であり、本最終合意にて確定させる予定です。

(4) 当社従業員の処遇

本事業承継に伴い、当社従業員のうち本事業承継に必要な従業員で、かつ希望者については、原則として譲受会社にて雇用継続をいただく予定です。

(5) 旭東ベトナム有限会社への支援

加賀電子は、当社のスポンサーに就任すると同時又は近接した時期に、当社のグループ会社であり、主要下請製造業者である旭東ベトナム有限会社(以下「KVL」といいます。)の支援もご検討されておられます。これを受け当社は、その保有する KVL の出資持分を本事業承継に伴う承継対象資産とするほか、KVL への支援実現に向け、加賀電子に最大限協力していき、KVL と一体として支援を受ける所存です。これにより、当社の再生手続開始の申立てにより収縮していた KVL の対外的信用力も回復が見込まれ、当社の事業再建において必要不可欠の下請製造業者との取引を継続できる見込みです。

(6) 再生裁判所の許可・監督委員の同意

本最終合意の実行には、民事再生法その他関係法令が規定する所要の同意、決議又は

¹ 本最終合意に向けての交渉の中で、そのスキームや条件等については変更する可能性があります。

許可が得られることが条件となります。当社は、これら関係法令を遵守し、適正な手続きを履践していく所存です。

3 優先交渉権

当社は、本合意書締結日から令和2年8月末日までの間（日程延期はあり得ます。）、加賀電子に本事業の承継に関する優先交渉権を付与し、本最終合意に関し、加賀電子とのみ交渉を行うものとします。

なお、優先交渉権の対象には、当社のグループ会社（KVLを除く。）が国外で実施する事業は含まれません。

4 スケジュール

基本合意書締結日	令和2年6月3日
最終合意書締結日	令和2年7月下旬（予定）
本事業承継実行日	令和2年9月頃（予定）

※スケジュールは現時点での予定であり、変更されることがあります。

以 上